

意見公募によって提出いただいた意見及び反映結果

施策案の名称	第三次取手市男女共同参画計画(案)	
意見募集期間	平成28年12月1日から平成28年12月31日まで	
意見提出者数	3人	
提出意見数	13件	
意見項目数	13件	
意見提出の内訳	直接窓口へ持参	1人 4件
	郵送	0人 0件
	ファクス	1人 7件
	電子メール	1人 2件
意見の反映結果	A 案に反映させたもの(反映・修正箇所がわかるものを添付)	5件
	B 意見の趣旨が既に案に盛り込まれているもの	2件
	C 今後の取り組みにおいて参考にするもの	0件
	D 案に反映できないもの	1件
	E その他(感想・賛否のみなど)	5件
匿名等による意見提出者数	0人	

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市(実施機関)の考え方を掲載しています

※類似の意見に対しては、まとめて市(実施機関)の考え方を掲載したものがある場合は、意見項目数と一致しません

※詳細は別紙のとおり

提出された意見と市の考え方

番号	ページ 該当	意見	市（実施機関）の考え方	反映 区分
1	P2	<p>下線の部分の意味が分からない。 推進条例の第3条(1)男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること、<u>その他の男女の人権が尊重されることを配慮し、男女共同参画を推進します。</u></p>	<p>ここで使用している「その他の」は法令用語です。 「その他の」の前に書かれている部分は後に書かれている部分の例示となります。 この条文では「男女の人権が尊重されることを配慮する」ことの具体例が「男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けることがないこと、男女が個人としての能力を発揮する機会が確保されること」となります。</p>	D
2	P4	<p>下線の計画はいつの計画かわからない。 4. 計画策定に当たっての基本的な視点の1行目、<u>前計画策定後の……</u></p>	<p>第二次取手市男女共同参画計画のことですので、下記のとおり修正します。 <u>第二次取手市男女共同参画計画策定後の……</u></p>	A
3	P12	<p>配偶者等からの暴力に関する相談件数のグラフで、相談件数と相談延件数ですが、説明がなければ延件数の意味がわかりません。上段のグラフのように外に出した方がいいのでは？</p>	<p>延件数の説明を下記のとおり追加します。 ※延件数…同じ人が同じ事案で複数回相談に来られた時の件数を足し上げたもの</p>	A
4	P20	<p>がん検診率のグラフは凡例の順が上下して見にくかった。</p>	<p>凡例をグラフの順に別紙1のとおり修正します。</p>	A
5	P20	<p>施策の基本方向(8)主な取組み内の<u>ゲートキーパーは説明があったほうが</u> <u>いい</u></p>	<p>ゲートキーパーの説明を下記のとおり追加します。 ※「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。</p>	A
6	P29	<p>施策の基本方向(16)主な取組みの「入札参加資格条件に共同参画社会的貢献度評価加点制度導入の検討」はぜひ実行してほしい。</p>	<p>ご意見として承ります。</p>	E

7	P 29 P 30 P 44	<p>①取手市女性管理者の登用拡大、②審議会委員、女性委員の拡大、③農業委員会委員の女性参画 現状の案の考えでは上記の女性の占める割合は拡大出来ません。特に</p> <p>①について、平成17(2005)年2月、取手市発行 男女共同参画条例条文解説 P18に「民間団体の模範となるべく市における積極的改善措置を努力義務として決めました。」とあります。同ページに書いてある様にクォーター制を導入し、女性参入半数を義務付けなければなりません。(女性の登用について、当て職のみで構成されている…という考えは理解できません。これは男女差別です)</p>	<p>①取手市女性管理者の登用拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の基本方向(15)市役所における女性職員の登用・職域の拡大等積極的改善措置の推進の中で取り組みます。 ・政策方針決定に係るプロジェクトチーム等への女性職員の参画を進め、経験を積むことで、今後のキャリア形成につなげてまいります。 ・取手市役所では、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)に基づき、職員の仕事と子育ての両立や、女性職員のより一層の活躍を目的とした特定事業主行動計画を策定しました。その中で女性管理職の割合を「10%」にする数値目標を設定し、取組を進めていきます。 <p>②審議会委員、女性委員の拡大について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施策の基本方向(14)「各審議会・委員会等への女性の参画の拡大」及び施策の基本方向(17)「男女共同参画推進のため女性リーダーの育成」の中で取り組みます。 ・取手市の審議会等委員について、一般公募委員枠を設定できる場合は、男女比を考慮するよう庁内に働きかけていきます。 ・審議会等は審議会の目的と合致した団体の代表が充て職として委員になることがあります。充て職イコール男性という意識にならないために施策の基本方向(16)「企業・団体・自治会などにおける物事を決める場所への女性の参画」を推進していきます。 <p>③農業委員会委員の女性参画について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業委員会等に関する法律第8条第7項において、委員の任命に当たっては、委員の年齢、性別等に著し 	B
---	----------------------	--	--	---

			い偏りが生じないように配慮しなければならぬとされておりますので、施策の基本方向(27)「活力のある産業・農業等の実現に向けた男女共同参画の推進」において、農業委員会委員への女性の登用を進めます。	
8	P 7 P 17 p 51	L G B Tについて L G B Tを基本目標 1. 主要課題 2 に位置づけるべきです。施策の基本方向(5)障害者の自立した生活に続き「及びL G B Tの人々への差別や偏見を解消するため啓発や相談調査を行う」を挿入。	L G B Tについては、基本目標 1. 主要課題 2. 施策の基本方向(7)ひとり親家庭など生活上の困難に直面する人々への対応の具体的施策「性的少数派に係る人々への対応」において「性的指向や性同一性障害を理由として困難な状況に置かれている人々への差別や偏見に対する相談・支援体制の整備」の中で推進していきます。	B
9	P48～ P58	施策内容の表記について、第二次計画にもある「区分欄」を設け第二次計画からの継続又は新規施策の別を記載して下さい。	別紙2のとおり修正いたします。別紙2で区分けしている「継続」とは二次計画にある事業、又は二次計画になくとも平成28年度までに継続して実施している事業とし、「新規」とは平成29年度から新規で実施する事業とします。	A
10	P48～ P58	具体的な内容で担当課がわかりとても良い。	ご意見として承ります。	E
11		三次計画策定スケジュールでは、計画(案)決定前に28年8月～9月計画の体系及び施策の内容検討では？	第三次計画案策定の経過ですが、5月からこれまでに男女共同参画審議会を4回、部長級の庁内推進会議を2回、関係課長級の庁内検討部会を6回開催し、計画の体系及び施策の内容を検討・協議した結果、計画案としてまとめました。今回パブリックコメントを実施しているのはその計画案の内容になります。	E
12		年齢、障害、性別などにかかわらず、すべての人に対する施策が検討されていて、取手市のますますの発展に期待します。	ご意見として承ります。	E
13		少子高齢化、人口減少を食い止めるには、子育て世代の、既存住民への施策(例えば、車利用が多い市民にとっては駅前よりも駐車料金のかからない他区の子育て支援センターや買い物が便利)と共に、転入したくなるような施策(例えば、電車通勤する世帯にとっては駅前保育所または駅前送迎ステーションが便利)等も併せて具体	ご意見として承ります。 なお、市では平成28年3月に市の最上位計画である「第六次取手市総合計画とりで未来創造プラン2016」を策定しました。その中では若年層の定住化・子育て世代支援策の展開を重点施策として位置付けております。	E

		的施策として推進されると、成功事例へとつながるのではないのでしょうか。茨城県を代表する先進事例になるよう、これからを期待しています。		
--	--	--	--	--

※意見公募は政策等の賛否を問うものではありません。有用な意見を政策等に反映させるため、意見の内容に着目し、これを考慮した市（実施機関）の考え方を掲載しています

※LGBTとは女性同性愛者（レズビアン、Lesbian）、男性同性愛者（ゲイ、Gay）、両性愛者（バイセクシュアル、Bisexual）、性同一性障害を含む性別越境者など（トランスジェンダー、Transgender）の人々を意味する頭字語である